

金融商品取引業の拡大等に伴う自主規制規則の一部改正等に対するパブリック・コメントの結果について

平成 27 年 5 月 19 日
日本証券業協会

本協会では、金融商品取引業の拡大等に伴う自主規制規則の一部改正等（案）について、平成 27 年 2 月 27 日から 3 月 27 日までの間、パブリック・コメントの募集を行いました。この間に寄せられた意見（10 件 3 法人）及び意見に対する考え方は、以下のとおりです。なお、以下において取り上げていない意見についても、今後の参考とさせていただきます。また、当該一部改正等（案）の内容については、平成 27 年 5 月 15 日付で公布された平成 26 年金融商品取引法等改正（1 年以内施行）等に係る政令・内閣府令等の内容を踏まえ、所要の修正を行っております。

【以下における凡例】

- 「クラウド規則」：株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則
- 「投資勧誘規則」：協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則
- 「店頭規則」：店頭有価証券に関する規則
- 「金商法」：金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）
- 「金商法施行令」：金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号）
- 「金商業等府令」：金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）

項番	該当箇所	意見の概要	考え方
○ クラウド規則及び投資勧誘規則（9 件）			
1	全般	「店頭有価証券（非上場株式、未公開株）の投資勧誘」について、悪質な事業者を蔓延させないためには、一般個人投資家（消費者）に対して「店頭有価証券（非上場株式、未公開株）の投資勧誘は原則禁止」を周知徹底することが必要不可欠である。	株式投資型クラウドファンディング及び株主コミュニティにおける投資勧誘は、協会員に対して非上場株式に係る投資勧誘を原則禁止としている中で、法令及び自主規制規則に則って行われるものに限って例外的に許容するものです（店頭規則第 3 条）。 なお、本協会では、株や社債をかたった投資詐欺による被害を防止するための活動として、関係当局・関係者と連携したキャンペーンの展開など周知広報活動を従来

項番	該当箇所	意見の概要	考え方
			から行っておりますが、今回の規則改正を踏まえ、店頭有価証券（非上場株式、未公開株）の投資勧誘は原則禁止されている点も適切に周知することを予定しております。
2	クラウド規則第4条	会員業者が行った発行者の審査結果について、自主規制機関においても、実効性のあるチェック・システムを構築することが必要ではないか。 また、その精査された情報をわかりやすい表にまとめて自主規制機関のホームページにおいて公開することも考えていただきたい。	株式投資型クラウドファンディング業務を行うためには、金商法に基づく登録（既存の証券会社にあつては、変更登録）を受ける必要がありますが、その際、当該業務を適確に遂行するための必要な体制が整備されていないことは登録拒否要件に該当するとされています（改正金商法第29条の4第1項第1号へ及び第31条第5項）。 当該登録後も同様に、当該業務を行う金融商品取引業者（証券会社及び専業業者）は、改正金商業等府令第70条の2に規定する要件を具備した業務管理体制を整備することが求められており、その一環として、当該業務において取り扱う有価証券の発行者の適切な審査の体制を整備することが求められております（同条第2項第3号）。また、当該業務管理体制が整備されていない場合には、その態様に応じて、行政処分がなされる場合があります。 これらも踏まえ、新たに制定するクラウド規則第4条においては、会員等（証券会社及び専業業者）に対し、株式投資型クラウドファンディング業務を行うに当たっての厳正な審査と会員等が審査すべき最低限の項目を定めていま

項番	該当箇所	意見の概要	考え方
			すが、資金調達を希望する発行者の業種・業態等に応じて機動的かつ柔軟な対応が図られるよう、具体的な審査の内容や取扱いの適否等については、会員等に判断を求めることとしています。 発行者の審査は会員等の責任において行われるべきものであり、当該会員等が行った銘柄の審査の概要及びその結果の概要については、改正金商業等府令第146条の2第3項による同第83条第1項第6号ホにより、当該会員等のウェブサイトを通じて、投資者に対し情報提供を行うことが求められています。 本協会では、会員等が株式投資型クラウドファンディング業務を行うための体制の整備状況を確認するため、クラウド規則第17条により、会員等に対し、当該業務を遂行するために必要な事項を定めた取扱要領の作成と本協会への提出を求めるとともに、投資者の投資判断の参考となるよう、会員等のウェブサイト等において当該取扱要領を公表することを求めています。 また、本協会では、クラウド規則第27条により、会員等が行う株式投資型クラウドファンディング業務の状況等について、必要に応じて照会等を行うこととしております。 なお、本協会のウェブサイトにおいては、株式投資型クラウドファンディング業務を行う会員等の

項番	該当箇所	意見の概要	考え方
			名称及び当該業務の状況について、毎月公表することを予定しております。
3	クラウド規則第9条	非上場株式に固有の投資リスク（開示や流動性等）について、投資家が十分に認識し理解できるよう、ウェブサイト等において分かりやすい表現を用いることや、視界に必ず入るような場所・方法（例えば、ウェブサイトのトップ画面への掲示やスクロールしなくても直ちに認識できる場所）に掲示すること等を義務づけることも必要と考える。	株式投資型クラウドファンディング業務における会員等によるウェブサイトでの情報提供のうち、手数料等の概要等については、改正金商業等府令第146条の2第1項により、ウェブサイトの映像面において、投資者にとって見やすい箇所に明瞭かつ正確に表示することが義務付けられるとともに、改正金商業等府令第146条の2第2項により、ウェブサイト上に表示される、それ以外の事項の最も大きな文字・数字と著しく異ならない大きさで表示することを義務付けられています。 当該会員等がウェブサイトにおいて情報提供すべき事項については、法令で定めるもののほか、新たに制定するクラウド規則第9条第1項において必要な事項を定めるとともに、ウェブサイトにおける表示方法についても、同条により、法令に規定する表示方法との整合をとっています。
4	クラウド規則第9条第1項	ウェブサイトに掲げるべき情報については、内閣府令及び自主規制で定められているもののほか、コンセプトに引かれて出資する人が多いことが見込まれるので、社会的役割・意義や、出資額のうち業者に支払う手数料を差し引いた実際の投資金額、株式発行者のプロフィール、被雇用者の数、配当可能開始時期の見込み等も消費者が	改正金商業等府令第146条の2第3項により、株式投資型クラウドファンディングにおいて資金調達を行う発行者の商号・住所、代表者氏名及び事業計画の内容・資金使途のほか、手数料の概要等に関する情報について、ウェブサイトを提供することが義務付けられています。 また、株式投資型クラウドファ

項番	該当箇所	意見の概要	考え方
		自己決定するのに必要な情報ではないか。	ンディング業務において会員等がウェブサイトで情報提供すべき事項については、法令で定めるもののほか、新たに制定するクラウド規則第9条第1項において必要な事項を定めております。 なお、法令や自主規制規則で定められている情報は最低限のものになりますので、これら以外でも、各社において投資判断上有用と考えられる情報を積極的に提供することが期待されます。
5	クラウド規則第9条第1項	株式投資型クラウドファンディングにおいては、対面等による説明は行われず、ウェブサイト上のみでの情報提供であるため、顧客に適切に理解されるよう、英国FCAの警告文（例えば、“ハイリスクで複雑、高いリターンはきわめてまれ、返金の保証はない、50～70%の起業ビジネスが破綻しておりすべてを失う可能性が大である、配当は極めてまれ、収益を出すまで時間がかかる、売買のマーケットがないので一度買ったなら売りたいくても売れない”等）なども参考に、投資に当たってのリスクについて、具体的で分かりやすい説明の具体例をマニュアル化することなども必要ではないか。 また、投資者保護基金の対象となっていないことに関する理由・リスク等についても、情報提供が必要ではないか。	株式投資型クラウドファンディング業務がウェブサイト等を通じてのみ実施されることに鑑み、投資者に対し情報提供されるべきリスクの内容についても、新たに制定するクラウド規則第9条第1項各号において規定しています。 その内容として、例えば、株式投資型クラウドファンディング業務により取得する店頭有価証券については、その「価値が消失する等、その価値が大きく失われるリスクがあること」、「株券であっても、配当が支払われないことがあること」、「取引の参考となる気配及び相場が存在しないととも、換金性が著しく乏しいこと」などのリスクに関し、投資者に対し情報提供を行うことを求めています。 なお、ご指摘のとおり、今般の改正法令においては、株式投資型クラウドファンディング業務の専業業者（特定業務会員）にあっては、投資者保護基金への加入が義

項番	該当箇所	意見の概要	考え方
			務付けられていません。このため、株式投資型クラウドファンディング業務の専業業者（特定業務会員）にあつては、投資者保護基金への加入義務が適用されない旨をウェブサイト、契約締結前交付書面及び顧客から確認書を徴求するに際して交付する書面において明らかにすることを求めています（クラウド規則第9条第1項第18号、第10条第1項、第11条）。また、投資者保護基金に加入していない株式投資型クラウドファンディング業務の専業業者（特定業務会員）にあつては、そのウェブサイトにおいて、投資者保護基金に加入していない旨及び顧客が当該専業業者（特定業務会員）に対して有する債権が補償対象債権に該当しないことを表示する必要があります（改正金商業等府令第16条の2第2項第3号）。
6	クラウド規則 第9条第1項 第6号、第13 条 投資勧誘規則 第6条第1項 第7号	投資型クラウドファンディングにおける投資対象となる非上場株式は、換金することが極めて難しく、出資金全額を失ってしまう可能性もあることから、一般投資家がこうした投資を行って生活に困るという事態が起きないように、通常の投資よりもさらに厳しく適合性の原則を遵守していただく必要がある。 この点に関し、投資家1人当たりの投資額の上限を年間50万円以下とする少額要件については、少額の判断が個々の投資家の年収や資産状況によって異なることか	株式投資型クラウドファンディング業務に係る取引等については、改正金商法施行令第15条の10の3第2号により、投資者一人当たりの個別払込額を年間50万円以下とする少額要件が定められているほか、改正投資勧誘規則第6条第1項第7号により、会員等に対し、各社において取引開始基準を定め、当該基準に適合した顧客との間で当該取引等を行うことを義務付けています。 また、会員等においては、適合性の原則に照らして、投資者一人当たりの投資件数や投資金額につ

項番	該当箇所	意見の概要	考え方
		ら、例えば、投資可能額の上限を50万円か年収の1割のいずれか低い方に規制すること等を業界ルールとして定めてもよいのではないかな。	いて適切に判断することが求められることになります。
7	クラウド規則第12条	株式投資型クラウドファンディングの業務要件として、電話や訪問等の対面による投資勧誘の禁止を明記されたことを評価する。 クラウドファンディングの特性に鑑み、電話、訪問の方法等での販売を禁止したのは、効果のある規制として高く評価する。	ご意見ありがとうございます。
8	クラウド規則第15条、第19条～第25条	個人投資家の信頼を損なうことにつながる不公正な配分の禁止や反社会的勢力の排除に係る体制整備を義務付けたことを評価する。	ご意見ありがとうございます。
9	投資勧誘規則第3条第3項	クラウドファンディングは極めて分かりにくく、リスクの高い商品なので、協会の自主基準であるデリバティブに適用される合理的根拠適合性からの判断情報も取り入れてはどうか。	株式投資型クラウドファンディング業務における店頭有価証券の販売も、合理的根拠適合性に関する規定（投資勧誘規則第3条第3項）の適用を受けます。
○ 店頭規則（1件）			
10	店頭規則付則（※）第3項及び第4項	株主コミュニティ制度に移行するための準備期間として、付則第3項及び第4項を削る改正の施行時期については、3か月程度の経過措置期間を設けてもらいたい。	ご意見を踏まえ、当該施行時期については、3か月間の経過措置を設けるよう、規定を修正いたします。

※ 項番10記載の「付則」は、平成17年3月15日制定時のもの。

以 上

金融商品取引業の拡大等に伴う自主規制 規則の一部改正等について

平成27年5月19日

日本証券業協会

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

1. 今回の改正等の概要

1. 今回の改正等の概要

改正の経緯

- ◆金融商品取引法の改正により、「株式投資型クラウドファンディング業務」及び「電子取引基盤運営業務」が第一種金融商品取引業の対象となる。
⇒これらの業務につき、本協会の自主規制の対象とする。
- ◆グリーンシート銘柄制度に代えて、株主コミュニティ制度(※)を創設する。
※「株主コミュニティ」とは、金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告(平成25年12月25日)及び本協会「非上場株式の取引制度等に関するワーキング・グループ」報告書(平成26年6月17日)における「投資グループ」のこと。

改正の骨子

- (1)定款の改正
 - ◇ 協会員区分に「特定業務会員」を新設
…… 現行の特定店頭デリバティブ取引に加え、株式投資型クラウドファンディング業務、電子取引基盤運営業務を専業に行う金商業者を既存の会員及び特別会員と区分して特定業務会員とし、自主規制のみに参画させる。
- (2)自主規制規則の改正等
 - ◇ 株式投資型クラウドファンディング業務、電子取引基盤運営業務、株主コミュニティ制度の創設等に伴う所要の改正等を行う。

1. 今回の改正等の概要

改正スケジュール

(前提)

- ・株式投資型クラウドファンディング業務に係る法令の施行日は平成27年5月(平成27年5月29日が施行期限)
- ・電子取引基盤運営業務に係る法令の施行日は平成27年9月1日

日程	定款	自主規制規則
平成27年1月20日	自主規制会議等(改正内容報告)	—
1月21日	理事会(パブコメ募集)	—
1月21日	パブコメ募集(2月20日まで)	—
2月27日	—	各分科会(パブコメ募集)
3月	総務委員会、自主規制会議、理事会等 (11日) (17日) (18日)	パブコメ募集(3月27日まで)
4月7日	臨時総会、定款改正認可申請	—
5月 (政府令公布後)	— —	各分科会(規則改正) 自主規制会議(規則改正)
5月29日	施行(法令施行日に合わせる)	施行(法令施行日に合わせる)※

※電子取引基盤運営業務に係る規則改正は、平成27年9月1日施行とする。

2. 非上場株式の取引制度に関する規則見直しの総論

2. 非上場株式の取引制度に関する規則見直しの総論

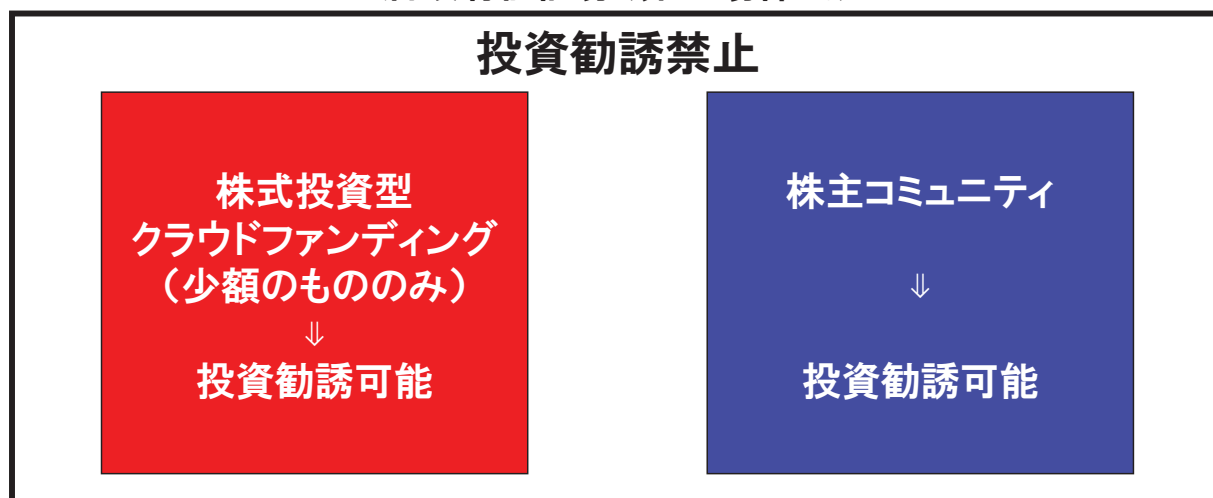
1. これまでの経緯

- 平成25年6月閣議決定「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」及び「規制改革実施計画」
- 平成25年12月金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書
- 平成26年5月30日「金融商品取引法等の一部を改正する法律」公布
 - ✓ 施行は公布の日から起算して1年以内
- 平成26年6月本協会「非上場株式の取引制度等に関するワーキング・グループ」報告書
- 平成26年11月本協会「総合取引所制度等への取組みに関する特別委員会」報告書

- 
- 会員等が行う「株式投資型クラウドファンディング」に係る自主規制規則の制定
 - グリーンシート銘柄制度に代わる非上場株式の取引制度「株主コミュニティ制度」を導入するための自主規制規則の制定
 - ◆ グリーンシート銘柄制度は、平成30年3月31日限りで廃止
 - ◆ フェニックス銘柄制度については、別途検討する。

2. 投資勧誘可否の関係

店頭有価証券(非上場株式)



- 店頭有価証券(非上場株式)の投資勧誘は、原則禁止(従来どおり)
- ただし、「株式投資型クラウドファンディング」(少額のもののみ)及び「株主コミュニティ」における投資勧誘は、例外的に可能

3. 「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の概要

1. 定義

(1) 規則の対象となる業務

「株式投資型クラウドファンディング業務」

(2) 規則の対象となる「会員等」

「会員」+株式投資型クラウドファンディング専業の「特定業務会員」

2. 株主コミュニティで募集等を取り扱っている間の併用禁止

○ 自らが運営会員となっている株主コミュニティ銘柄の募集等の取扱い等(※)を行っている間の、当該銘柄に係る株式投資型クラウドファンディング業務の禁止

※ 募集、私募、売出し若しくは私売出しの取扱い又は売出し若しくは私売出し

3. 発行者についての審査

(1) 次に掲げる事項についての厳正な審査

- ① 発行者及びその行う事業の実在性
- ② 発行者の財務状況
- ③ 発行者の事業計画の妥当性
- ④ 発行者の法令遵守状況を含めた社会性
- ⑤ 反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力を排除する仕組みとその運用状況
- ⑥ 当該会員等と発行者との利害関係の状況
- ⑦ 当該店頭有価証券に投資するに当たってのリスク
- ⑧ 調達する資金の使途
- ⑨ 目標募集額が発行者の事業計画に照らして適当なものであること。
- ⑩ その株式投資型クラウドファンディング業務に係る募集・私募が少額要件を満たすものであること。

(2) (1)の審査の内容、審査結果の判断に至る理由、審査の過程において把握した問題点等についての記録の作成・保存

4. 反社会的勢力排除

- (1) 発行者が反社会的勢力でない旨の確約等について、発行者との間での書面による契約の締結
- (2) 発行者が反社会的勢力に該当するか反社会的勢力と関係があることが判明した場合の、その株式投資型クラウドファンディング業務の禁止

5. 法令違反等時における株式投資型クラウドファンディング業務

- 法令及び本協会の規則に違反する等の事由により業務管理体制の改善等が求められている間の株式投資型クラウドファンディング業務の禁止

6. 審査の判断の変更又はその可能性が生じた場合の取扱い

- 3.での判断を変更しなければならないかその可能性が生じた場合、その状況を開示する等、その株式投資型クラウドファンディング業務を慎重に取り扱う。

7. ウェブサイトにおける情報提供

- 次に掲げる内容を、その会員等のウェブサイトにおいて、閲覧することができる状態に置くこと。

① 内閣府令に定めるもの

【金商業等府令146条の2】

- ・手数料、報酬等顧客が支払うべき対価の概要等
- ・元本損失リスクの原因となる指標
- ・金商業者の信用リスクの原因等
- ・発行者の商号、住所、代表者の氏名、事業計画の内容、資金使途
- ＜以下は、電子申込型電子募集取扱業務等である場合＞
- ・申込期間、目標募集額、目標募集額未達時・超過時の取扱いの方法、応募代金の管理方法
- ・発行者についての審査及びその結果の概要
- ・投資者が取得の申込みの撤回・契約の解除を行うために必要な事項
- ・取得に関し、売買の機会に関する事項その他の顧客の注意を喚起すべき事項

- ② 株式投資型クラウドファンディング業務として行う旨
- ③ 募集事項
- ④ 株式投資型クラウドファンディング業務を通じて取得する店頭有価証券に特有のリスク(開示、流動性等)
- ⑤ その他

8. 契約締結前交付書面

【法令で定められている、契約締結前交付書面の記載事項】

〔法37条の3第1項〕

- ・金商業者等の商号・名称・氏名、住所
- ・金商業者等である旨、(行政)登録番号
- ・金商取引契約の概要
- ・手数料、報酬等顧客が支払うべき対価
- ・元本損失リスク
- ・元本超過損失リスク

〔金商業等府令82条〕

- ・前書面の内容を十分に読むべき旨
- ・委託保証金等保証金等の額又は計算方法
- ・元本損失リスクの原因となる指標
- ・元本超過損失リスクの原因
- ・金商業者の信用リスクの原因等
- ・当該金商取引契約に関する租税の概要
- ・金商取引契約終了の事由
- ・クーリング・オフの適用の有無
- ・金商業者の概要
- ・その金商業者が行う金商業の内容・方法の概要
- ・顧客が金商業者に連絡する方法
- ・加入協会の名称
- ・加入ADR機関の名称等

〔金商業等府令83条1項〕

- ・譲渡制限がある場合、その旨及びその制限の内容
- ・発行者の商号、住所、代表者の氏名、事業計画の内容、資金使途

＜以下は、電子申込型電子募集取扱業務等である場合＞

- ・申込期間、目標募集額、目標募集額未達時・超過時の取扱いの方法、応募代金の管理方法
- ・発行者についての審査及びその結果の概要
- ・投資者が取得の申込みの撤回・契約の解除を行うために必要な事項
- ・取得に関し、売買の機会に関する事項その他の顧客の注意を喚起すべき事項

- 上のほか、株式投資型クラウドファンディング業務を通じて取得する店頭有価証券に特有のリスク(開示、流動性等)等を記載

9. 確認書

- 株式投資型クラウドファンディング業務による店頭有価証券の取得を初めて行う顧客から、リスク、手数料等の内容を理解し、その顧客の判断及び責任においてその取得を行う旨の確認を得るため、確認書を徴求

10. 株式投資型クラウドファンディング業務の要件

- (1) 電話及び訪問の方法等、法令で定める方法(ウェブサイト、電子メール)以外の方法による、株式投資型クラウドファンディング業務に係る投資勧誘の禁止
- (2) 顧客からの払込額が少額要件を満たすことの確認
- (3) 顧客から金銭の預託を受ける場合、金商法に基づき、当該金銭について適切に分別管理を実施
- (4) 株式投資型クラウドファンディング業務においては、投資需要の動向等を十分に勘案したうえで、店頭有価証券の配分が、公正を旨とし、合理的な理由なく特定の投資者に偏ることのないよう努めなければならない。
- (5) 株式投資型クラウドファンディング業務に係る顧客の応募代金の払込後において、発行者が顧客に対して事業の状況について定期的に適切な情報を提供することに関する当該発行者との間での契約の締結、及び、当該契約に基づく発行者による情報の提供が行われていることの確認

11. 規則の対象となる会員等における体制整備

【法令で求められる、株式投資型クラウドファンディング業務特有の業務管理体制】

〔金商業等府令70条の2第2項〕

- ・金商業等に係るシステムの管理を十分に行うための措置
- ・標識に表示されるべき事項のウェブサイト上への掲載
- ＜以下は、電子申込型電子募集取扱業務等である場合＞
- ・株式投資型クラウドファンディング業務の対象とすることの適否の判断に資する事項の適切な審査、及び、目標募集額が事業計画に照らして適当なものであることの確認を行うための措置
- ・目標募集額未達時・超過時の取扱いの方法を定め、その方法について顧客に誤解を生じさせないための措置
- ・目標募集額到達時のみ有価証券が発行される場合、到達時までは発行者が応募額の払込みを受けることがないことを確保するための措置
- ・取得の申込みをした日から起算して8日を下らない期間が経過する日までの間、顧客が契約の解除を行うことができることを確認するための措置
- ・払込み後に発行者が顧客に対して事業の状況について定期的に適切な情報を提供することを確保するための措置
- ・払込額が少額要件を満たさなくなることを防止するための必要かつ適切な措置

- (1) 株式投資型クラウドファンディング業務を遂行するための社内規則の策定と、それを適切に遂行するための体制整備
- (2) 社内規則の内容に基づく取扱要領の策定、本協会への提出、当該会員等のウェブサイトへの掲載
- (3) 顧客からの照会に適切に回答するために必要な体制の整備
- (4) 特定業務会員における、反社会的勢力との関係遮断のための基本方針の策定・公表、反社会的勢力の排除に係る必要な体制の整備

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved. 14

12. 株式投資型クラウドファンディング業務の実績の報告・公表

- (1) 会員等は、月間の株式投資型クラウドファンディング業務の実績を、本協会に報告
- (2) 本協会は、報告された内容を取りまとめて、公表

13. 本協会による照会、事情聴取、資料の徴求

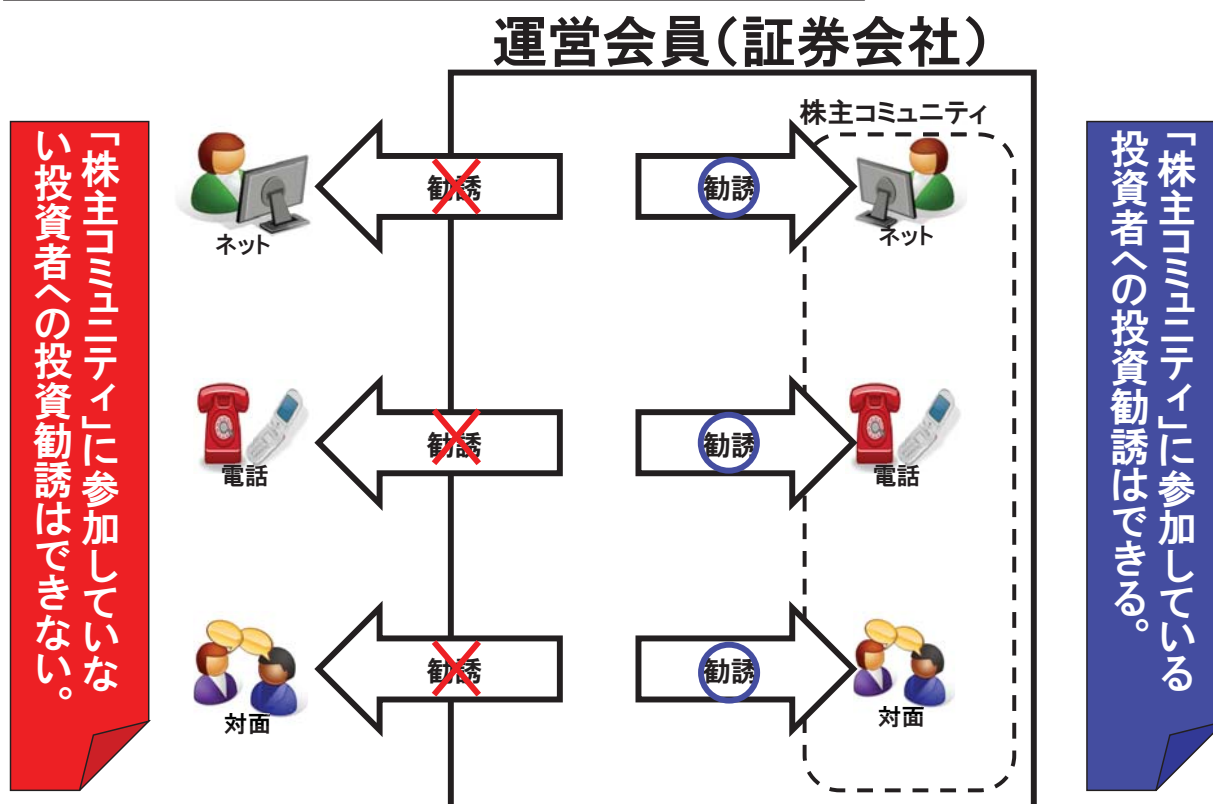
- (1) 本協会は、会員等に対し、取扱要領の内容又は株式投資型クラウドファンディング業務の状況に関して必要があると認める場合は、照会、事情聴取又は資料の徴求を行うことができる。
- (2) 会員等は、(1)の照会、事情聴取又は資料の徴求に応じなければならない。

4. 「株主コミュニティに関する規則」の概要

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved. 16

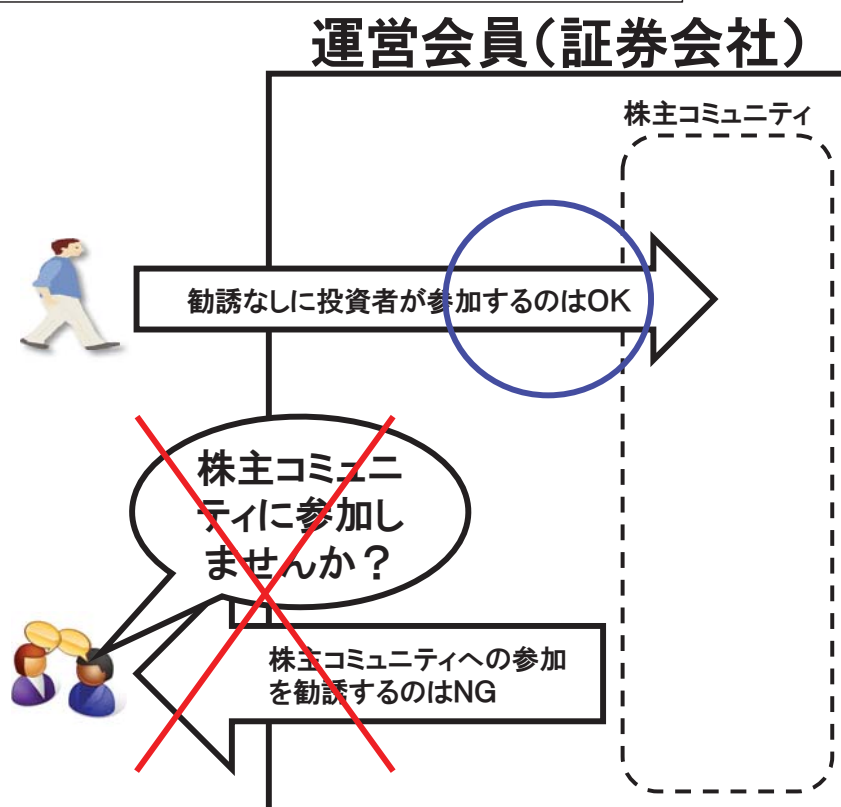
4. 「株主コミュニティに関する規則」の概要

「株主コミュニティ」の基本的な仕組み①



4. 「株主コミュニティに関する規則」の概要

「株主コミュニティ」の基本的な仕組み②



© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved. 18

4. 「株主コミュニティに関する規則」の概要

1. 定義

(1) 「株主コミュニティ」

一の店頭有価証券に対する投資意向を有する投資者を帰属させるための集合体

※ 株式コミュニティの参加者以外の者に対して、株式コミュニティ銘柄の投資勧誘を行ってはならない。

※ 金融商品取引所により上場廃止とされた店頭有価証券にあつては、上場していた期間に引き続いて株主コミュニティを組成することはできない。

(2) 「運営会員」

株主コミュニティの運営を行うものとして本協会が指定した会員

※ 株主コミュニティの組成に当たっては、本協会より、後述13.の指定を受けなければならない。

(3) 「株主コミュニティ銘柄」

一の運営会員が株主コミュニティを運営し、投資勧誘を行う店頭有価証券

2. 他の制度との併用禁止

(1) 自らが株式投資型クラウドファンディング業務を行っている間は、株主コミュニティにおいてその銘柄の募集等の取扱い等(※)を行ってはならない。

※ 募集、私募、売出し若しくは私売出しの取扱い又は売出し若しくは私売出し

(2) グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の株主コミュニティを組成してはならない。

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved. 19

4.「株主コミュニティに関する規則」の概要

3. 発行者についての審査

(1) 次に掲げる事項についての厳正な審査

- ① 発行者及びその行う事業の実在性
- ② 発行者の財務状況
- ③ 発行者の法令遵守状況を含めた社会性
- ④ 反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力を排除する仕組みとその運用状況
- ⑤ 当該運営会員と発行者との利害関係の状況
- ⑥ 当該店頭有価証券に投資するに当たってのリスク

(2) 募集・私募の取扱いに際しての審査

- ① 上の(1)の事項
- ② 発行者の事業計画の妥当性
- ③ 調達する資金の使途の妥当性
- ④ 当該運営会員が当該銘柄について過去に取り扱った募集・私募において調達した資金の使途状況

(3) (1)及び(2)の審査の内容、審査結果の判断に至る理由、審査の過程において把握した問題点等についての記録の作成・保存

4.「株主コミュニティに関する規則」の概要

4. 反社会的勢力排除

- (1) 発行者が反社会的勢力でない旨の確約等について、発行者との間での書面による契約の締結
- (2) 発行者が反社会的勢力に該当するか反社会的勢力と関係があることが判明した場合、その銘柄の株主コミュニティの組成禁止(既に組成しているときは、直ちに解散)

5. 株主コミュニティへの参加・脱退手続及び参加に関する勧誘の禁止

- (1) 運営会員が投資者に係る株主コミュニティへの参加の手続を行えるのは、当該投資者からの当該株主コミュニティへの参加の申出を受けた場合のみ
- (2) 運営会員による株主コミュニティへの参加に関する勧誘の禁止
- (3) 株主コミュニティへの参加の申出を行った者に対する、運営会員による情報の提供
 - ① 事業年度、定時株主総会の時期及び定時株主総会の議決権の基準日等、株主コミュニティ銘柄の発行者に関する基本的な情報
 - ② 株主コミュニティ銘柄の発行者に関する情報の提供を受ける方法又は当該情報を閲覧する方法に関する情報
- (4) 株主コミュニティに初めて参加する投資者から、リスク、手数料等の内容を理解し、その顧客の判断及び責任において取引を行う旨の確認を得るため、確認書を徴求
- (5) 運営会員は、株主コミュニティに参加する投資者からの脱退の申出その他のあらかじめ取扱要領に定めた事由により、当該投資者の脱退の手続を行う。

6. 株主コミュニティ銘柄に関する情報の公表

- (1) 運営会員は、次に掲げる株主コミュニティ銘柄に関する情報を公表(株主コミュニティに参加していない投資者の目にも触れるように)
- ① 銘柄名
 - ② 発行者のウェブページのURL(ウェブサイトを持たない発行者にあつては、代表電話番号)
 - ③ 株主に対する特典(株主優待)
 - ④ 募集等の取扱い等を行っている場合は、その旨及び申込期間
- (2) 運営会員は、株主コミュニティ銘柄に関する(1)以外の情報を、株主コミュニティに参加していない者に対して提供してはならない。

7. 株主コミュニティ銘柄に関する情報の取得・提供

- (1) 運営会員は、次に掲げる発行者に係る情報を取得
- ① 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書、臨時報告書
 - ② ①を作成していない発行者にあつては、次に掲げる情報
 - ・ 会社法に基づく計算書類及び事業報告(譲渡制限会社にあつては、公開会社が作成すべきものに準拠したものととも取得)
 - ・ 有価証券報告書の「事業等のリスク」及び「提出会社の株式事務の概要」に準拠したもの
 - ・ 募集等の取扱い等を行う場合にあっては、有価証券届出書の「証券情報」に準拠したもの
 - ③ その他運営会員が必要と認める情報
- (2) 運営会員は、(1)の情報を取得した場合は、株主コミュニティに参加している投資者に対し当該情報を提供し、又は当該投資者が当該情報を閲覧することができる状態に置かなければならない。
- (3) 運営会員は、株主コミュニティ銘柄の投資勧誘を行うに当たり、投資者に対し、(2)に基づき提供される情報の内容について説明を求めることができる旨を伝える。

4. 「株主コミュニティに関する規則」の概要

8. 契約締結前交付書面

【法令で定められている、契約締結前交付書面の記載事項】

〔法37条の3第1項〕

- ・金商業者等の商号・名称・氏名、住所
- ・金商業者等である旨、(行政)登録番号
- ・金商取引契約の概要
- ・手数料、報酬等顧客が支払うべき対価
- ・元本損失リスク
- ・元本超過損失リスク

〔金商業等府令82条〕

- ・前書面の内容を十分に読むべき旨
- ・委託保証金等保証金等の額又は計算方法
- ・元本損失リスクの原因となる指標
- ・元本超過損失リスクの原因
- ・金商業者の信用リスクの原因等
- ・当該金商取引契約に関する租税の概要
- ・金商取引契約終了の事由
- ・クーリング・オフの適用の有無
- ・金商業者の概要
- ・その金商業者が行う金商業の内容・方法の概要
- ・顧客が金商業者に連絡する方法
- ・加入協会の名称
- ・加入ADR機関の名称等

〔金商業等府令83条1項〕

- ・譲渡制限がある場合、その旨及びその制限の内容

- 上のほか、株主コミュニティにおいて取引を行う店頭有価証券に特有のリスク(開示、流動性等)等を記載

9. 株主コミュニティに参加していない投資者に対する、株主コミュニティ銘柄の投資勧誘の禁止

4. 「株主コミュニティに関する規則」の概要

10. 店頭取引

- (1) 株主コミュニティ銘柄の店頭取引は、株主コミュニティの参加者間又は参加者と運営会員との間で行う。
- (2) 運営会員は、株主コミュニティ銘柄の店頭取引を行うに当たっては、当該店頭取引が金商法その他関係法令及び規則の規定に反しないものであることを確認
- (3) 株主コミュニティ銘柄に係る自己売買を行う場合の公正な価格形成及び経営の健全性を損なうことのないよう留意、共同計算の取引の禁止、不正な手段を用いた店頭取引の禁止、過当の取引の禁止、買いあおり・売崩しの禁止、成行注文の受託の禁止、信用取引の禁止、未発行の株主コミュニティ銘柄の店頭取引の禁止に関する規定

4.「株主コミュニティに関する規則」の概要

11. 社内規則

- 運営会員は、次の事項を社内規則で規定するとともに、その事項を適切に遂行するための体制を整備
 - ① 発行者についての審査
 - ② 株主コミュニティの参加・脱退に係る投資者の要件及び手続
 - ③ 株主コミュニティの解散に係る要件及び手続
 - ④ 株主コミュニティ銘柄に関する情報の公表(株主コミュニティに参加していない者も見られる)
 - ⑤ 発行者に関する情報の取得及び株主コミュニティに参加する投資者への提供
 - ⑥ 株主コミュニティに参加していない投資者からの問合せへの対応
 - ⑦ 受渡し
 - ⑧ 不正取引行為についての確認
 - ⑨ その他必要と認める事項

12. 取扱要領

- (1) 11. の社内規則の内容及び、取扱要領を作成
- (2) 取扱要領を本協会に提出するとともに、公表(取扱要領を変更した場合も同様)

4.「株主コミュニティに関する規則」の概要

13. 運営会員としての指定

- (1) 運営会員となろうとする会員は、株主コミュニティを組成しようとする日の15営業日前までに、本協会に届出
- (2) 本協会は、届出に際して提出された書類に不備がないと認める場合、(1)の会員を運営会員として指定し、これについて公表
 - ※ 当該会員が法令又は本協会の規則に違反する等の事由により必要であると認める場合は、指定しないことができる。

14. 運営会員としての指定の取消し

- (1) 運営会員としての指定の取消しを希望する運営会員は、指定の取消しを希望する日の5営業日前までに、本協会に届出
- (2) 本協会は、法令又は本協会の規則に違反する等の事由により必要であると認める場合は、(1)の届出によらずに、運営会員としての指定を取り消す又は期間を定めて指定を停止することができる。
- (3) 本協会は、(1)の場合は、運営会員が希望する日に、運営会員としての指定を取消し、これについて公表
- (4) 本協会は、(2)の場合は、本協会が必要と認める日に、運営会員としての指定を取り消す又は指定を停止し、これについて公表
- (5) 会員は、運営会員としての指定を取り消された後においても、引き続き、運営会員であった時に起因する義務及び責任を負わなければならない。

15. 株主コミュニティ銘柄の店頭取引等の状況についての報告・公表

- (1) 運営会員は、一週間の株主コミュニティ銘柄の店頭取引及び募集等の取扱い等の状況について、毎週月曜日に、本協会に報告
- (2) 本協会は、報告された内容を取りまとめて、公表

16. 本協会による照会、事情聴取、資料の徴求

- (1) 本協会は、運営会員に対し、取扱要領の内容、株主コミュニティ銘柄又は当該運営会員の運営状況に関して必要があると認める場合は、照会、事情聴取又は資料の徴求を行うことができる。
- (2) 運営会員は、(1)の照会、事情聴取又は資料の徴求に応じなければならない。

5. その他の自主規制規則 改正の概要

1. 「店頭有価証券に関する規則」の改正

- ① 店頭有価証券の投資勧誘禁止の例外として、「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」及び「株主コミュニティに関する規則」の規定によるものを加える。
- ② 平成17年3月のグリーンシート銘柄制度におけるリージョナル区分の廃止に際して設けた限定的な投資勧誘に係る経過措置を廃止(※)
※ 3か月間の経過措置期間を経て実施
- ③ その他所要の改正を行う。

2. 「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」の改正

- ① グリーンシート銘柄の新規指定に係る規定の廃止
- ② 平成30年3月31日をもってグリーンシート銘柄制度が廃止となること及びその影響について、取扱会員は、発行会社及び投資者その他の関係者に対する十分な周知を行う等、混乱を生じさせないための実効的な対応を行わなければならない。
- ③ グリーンシート銘柄に係る会社内容説明書等の公衆の縦覧は、平成30年3月31日をもって終了
- ④ その他所要の改正を行う。

5. その他の自主規制規則改正の概要



3. 「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」

- 株式投資型クラウドファンディング業務及び株主コミュニティ銘柄に取引開始基準を設ける。

4. 「協会の従業員に関する規則」

- 地場受け・地場出し規制について、株式投資型クラウドファンディング業務及び電子取引基盤運営業務に係るものを規制の対象外とする。

5. 「会員」のみに適用のある規定について、適用範囲を新たに「特定業務会員」に拡大するもの

- (1) 「会員における顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」
- (2) 「会員の緊急時事業継続体制の整備等に関する規則」
- (3) 「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」

5. その他の自主規制規則改正の概要



6. 現行の「店頭デリバティブ取引会員」に適用のある規定について、「特定業務会員」に適用させるための技術的改正を行うもの

- (1) 「協会の内部管理責任者等に関する規則」
- (2) 「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」
- (3) 「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」
- (4) 「外務員等資格試験に関する規則」
- (5) 「協会の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」
- (6) 「個人情報の保護に関する指針」
- (7) 「協会における個人情報の適正な取扱いの確保に関する規則」
- (8) 「個人情報の取扱いに関する苦情処理業務規則」
- (9) 「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」
- (10) 「協会における倫理コードの保有及び遵守に関する規則」
- (11) 「協会間での紛争の調停に関する規則」
- (12) 「監査規則」

7. その他、用語の明確化等の所要の整備を行うもの

- (1) 「金融商品仲介業者に関する規則」
- (2) 「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」

金融商品取引業の拡大等に伴う自主規制規則の一部改正等について

平成 27 年 5 月 19 日

日 本 証 券 業 協 会

I. 改正等の趣旨

本協会では、金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」での幅広いフェーズの企業における資金調達を巡る問題等についての議論等を受け、「非上場株式の取引制度等に関するワーキング・グループ」を設置し、非上場株式の取引の実情、そのニーズ及び政策目的を踏まえ、非上場株式の取引制度について検討を行ってきた。

今般、同ワーキング・グループにおける検討結果に基づき、会員が非上場株式に係る投資勧誘等について遵守すべき必要な事項を定めるため、「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」及び「株主コミュニティに関する規則」（※1）を制定するとともに、「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」等の一部改正（※2）を行うこととする。

また、平成 26 年金融商品取引法等の改正及び本協会の協会の区分に「特定業務会員」を設けること等に伴い、関係諸規則の整備を行うこととする。

※1 「株主コミュニティ」とは、金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告（平成 25 年 12 月 25 日）及び本協会「非上場株式の取引制度等に関するワーキング・グループ」報告書（平成 26 年 6 月 17 日）における「投資グループ」のこと。

※2 フェニックス銘柄制度については、別途検討する。

II. 改正等の骨子

1. 「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の制定

(1) 目的等

- ① この規則は、会員等が店頭有価証券について行う株式投資型クラウドファンディング業務に関し必要な事項を定め、適正な業務の運営及び投資者の保護を図ることにより、株式投資型クラウドファンディングについて内在するリスクを含め適切に理解されたうえでこれが活用され、新規・成長企業に対するリスクマネーの円滑な供給に資することを目的とすることとする。（第 1 条）
- ② この規則の対象となる「株式投資型クラウドファンディング業務」及び当該業務を行う「会員等」等を定義することとする。（第 2 条）
- ③ 会員は、自らが運営会員となっている株主コミュニティ銘柄の募集等の取扱い等を行っている間は、当該株主コミュニティ銘柄について、株式投資型クラウドファンディング業務を行ってはならないものとする。（第 3 条）

(2) 株式投資型クラウドファンディング業務の内容

- ① 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務を行うに当たっては、あらかじめ発行者及びその行う事業の実在性、財務状況、事業計画の妥当性、反社会的勢力への該当性、会員等と発行者との利害関係の状況、調達する資金の使途、目標募集額が発行者の事業計画に照らし適当なものであること、その他の本協会が定める事項について厳正に審査を行うとともに、当該審査の結果、適当と認められない場合には、これを行ってはならないこととする。(第4条第1項及び第2項)
- ② 会員等は、当該株式投資型クラウドファンディング業務に係る店頭有価証券の募集又は私募が法令に基づく少額要件を満たすものでなければ、株式投資型クラウドファンディング業務を行ってはならないこととする。(第4条第3項)
- ③ 会員等は、上記①の審査の内容、審査の結果の判断に至る理由、審査の過程において把握した問題点等についての記録を作成・保存しなければならないこととする。(第4条第4項)
- ④ 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務に関し、発行者が反社会的勢力でない旨を確約すること等について、発行者との間で書面による契約を締結しなければならないこととする。(第5条)
- ⑤ 会員等は、発行者が反社会的勢力に該当すると認められた場合又は反社会的勢力と関係があることが判明した場合は、株式投資型クラウドファンディング業務を行ってはならないこととする。(第6条第1項)
- ⑥ 会員等は、法令及び本協会の規則に違反する等の事由により業務管理体制の改善等を求められている場合には、その間においては、株式投資型クラウドファンディング業務を行ってはならないこととする。(第7条)
- ⑦ 会員等は、上記①の判断を変更しなければならない又は変更しなくななくなる可能性が生じた場合には、その状況を内閣府令に規定する方法により開示する等、当該株式投資型クラウドファンディング業務を慎重に取り扱うものとする。(第8条)
- ⑧ 会員等は、金商法に基づきウェブサイトにおける情報提供措置を講ずるに当たっては、内閣府令に定めるところのほか、株式投資型クラウドファンディング業務として行う旨、募集事項、株式投資型クラウドファンディング業務を通じて取得する店頭有価証券に特有のリスク、その他の本協会が規則で定める事項についても、当該措置と同様の措置を講じなければならないこととする。(第9条)
- ⑨ 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務を行う場合には、顧客に対し、金商法の規定により交付する契約締結前交付書面に、少なくとも、株式投資型クラウドファンディング業務を通じて取得する店頭有価証券に特有のリスク、その他の本協会が規則で定める事項を含めて記載するものとする。(第10条)
- ⑩ 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務による店頭有価証券の取得を初めて行う顧客から、リスク及び手数料等の内容を理解し、当該顧客の判断及び責任において当該取得を行う旨の確認を得るため、あらかじめ所定の書面を顧客に交付し、確認書を徴求しなければならないこととする。(第11条)

- ⑪ 会員等は、電話又は訪問の方法等、内閣府令に規定する方法以外の方法により、株式投資型クラウドファンディング業務に係る投資勧誘を行ってはならないこととする。
(第 12 条)
- ⑫ 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務により店頭有価証券を取得させようとする顧客からの払込額が、法令に基づく少額要件を満たすものであることを確認しなければならないこととする。(第 13 条)
- ⑬ 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務により店頭有価証券を取得させようとする顧客から金銭の預託を受ける場合にあっては、金商法に基づき、当該金銭について適切に分別管理を行わなければならないこととする。(第 14 条)
- ⑭ 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務を行うに当たっては、投資需要の動向等を十分に勘案したうえで、店頭有価証券の配分が、公正を旨とし、合理的な理由なく特定の投資者に偏ることのないよう努めなければならないこととする。(第 15 条)
- ⑮ 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務に係る顧客の応募代金の払込後において、発行者が当該顧客に対して事業の状況について定期的に適切な情報を提供することに関し、当該発行者との間で契約を締結するとともに、当該契約に基づき発行者により情報の提供が行われていることを確認しなければならないこととする。(第 16 条)

(3) 業務管理体制の整備等

- ① 株式投資型クラウドファンディング業務を行おうとする会員等は、当該業務を遂行するために必要な事項を社内規則において規定するとともに、社内規則に定めた事項を適切に遂行するための体制を整備しなければならないこととする。(第 17 条第 1 項)
- ② 会員等は、社内規則の内容に基づき取扱要領を作成し、本協会に提出するとともに、取扱要領をウェブサイトで投資者が閲覧することができる状態に置かなければならないこととする。(第 17 条第 2 項及び第 3 項)
- ③ 株式投資型クラウドファンディング業務を行おうとする会員等は、当該業務に関する投資者からの照会に対し適切に回答するために必要な体制を整備しなければならないこととする。(第 18 条)
- ④ 特定業務会員は、反社会的勢力との関係遮断のための基本方針を策定及び公表するほか、顧客からの反社会的勢力でない旨の確約を受ける等、反社会的勢力の排除に係る体制を整備しなければならないこととする。(第 19 条から第 25 条まで)

(4) 本協会への報告等

- ① 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務の状況について、翌月 10 日までに、本協会に報告しなければならないこととし、本協会は、その内容を公表することとする。(第 26 条)
- ② 本協会は、会員等に対し、取扱要領の内容又は株式投資型クラウドファンディング

業務の状況に関して必要があると認める場合は、照会、事情聴取又は資料の徴求を行うことができることとし、会員等は、当該照会、事情聴取又は資料の徴求に応じなければならないこととする。(第 27 条)

2. 「株主コミュニティに関する規則」の制定

(1) 目的等

- ① この規則は、流通性が制限される株主コミュニティ銘柄の取引に関し必要な事項を定め、業務運営の適切性を確保することにより、株主コミュニティの制度について内在するリスクを含め適切に理解されたいうでこれが活用され、もって、株主コミュニティ銘柄の取引を公正かつ円滑ならしめるとともに、投資者の保護に資することを目的とする。(第 1 条)
- ② この規則の対象となる「株主コミュニティ」及びそれを運営する「運営会員」並びに「株主コミュニティ銘柄」等について定義することとする。(第 2 条)
- ③ 会員は、株式投資型クラウドファンディング業務において店頭有価証券を取り扱っている間は、株主コミュニティにおいて当該店頭有価証券の募集等の取扱い等を行ってはならないこととする。(第 3 条)

(2) 株主コミュニティの組成

- ① 会員は、株主コミュニティの組成に当たっては、本協会より、(7)④に基づく運営会員としての指定を受けなければならないこととする。(第 4 条第 1 項)
- ② 運営会員は、株主コミュニティを銘柄毎に組成しなければならないこととする。(第 4 条第 2 項)
- ③ 会員は、金融商品取引所により上場廃止とされた店頭有価証券にあつては、上場していた期間に引き続いて株主コミュニティを組成してはならないこととする。(第 4 条第 3 項)
- ④ 運営会員は、株主コミュニティを組成しようとする店頭有価証券につき、あらかじめ発行者及びその行う事業の実在性、財務状況、法令遵守状況を含めた社会性、反社会的勢力への該当性、運営会員と発行者との利害関係の状況、その他の本協会が定める事項について厳正に審査を行うとともに、当該審査の結果、適当と認められない場合は、その株主コミュニティを組成してはならないこととする。(第 5 条第 1 項)
- ⑤ 運営会員は、株主コミュニティ銘柄の募集又は私募の取扱いを行うに際しては、上記④の事項のほか、発行者の事業計画の妥当性、調達資金の使途の妥当性及び当該運営会員が過去に取り扱った募集又は私募における調達資金の使途状況について厳正に審査を行わなければならないこととする。(第 8 条第 1 項)
- ⑥ 運営会員は、上記④及び⑤の審査の内容、審査の結果の判断に至る理由、審査の過程において把握した問題点等についての記録を作成・保存しなければならないこととする。(第 5 条第 2 項及び第 8 条第 2 項)
- ⑦ 運営会員は、株主コミュニティを組成しようとする場合は、発行者が反社会的勢力

でない旨を確約すること等について、発行者との間で書面による契約を締結しなければならないこととする。(第6条)

- ⑧ 運営会員は、発行者が反社会的勢力に該当すると認められた場合又は反社会的勢力と関係があることが判明した場合は、株主コミュニティを組成してはならず、既に組成している場合には、直ちにこれを解散しなければならないこととする。(第7条)

(3) 株主コミュニティへの参加・脱退

- ① 運営会員は、投資者から株主コミュニティへの参加の申出を受けた場合を除き、株主コミュニティへの参加の手続を行ってはならないこととする。(第9条第1項)
- ② 運営会員は、株主コミュニティへの参加に関する勧誘を行ってはならないこととする。(第9条第2項)
- ③ 運営会員は、株主コミュニティへの参加の申出を行った者に対し、発行者に関する基本的な情報及び運営会員から情報の提供を受ける方法等に関する情報を提供しなければならないこととする。(第9条第3項)
- ④ 運営会員は、株主コミュニティに初めて参加する投資者から、リスク及び手数料等の内容を理解し、投資者の判断と責任において取引を行う旨の確認を得るため、あらかじめ所定の書面を者に交付し、十分に説明を行うとともに、確認書を徴求しなければならないこととする。(第10条)
- ⑤ 運営会員は、参加者の株主コミュニティの脱退の申出、その他の取扱要領に定めた事由により、脱退の手続を行うこととする。(第11条)

(4) 株主コミュニティ銘柄に関する情報の取得・提供

- ① 運営会員は、株主コミュニティ銘柄に係る銘柄名、発行者のウェブページのURL、株主に対する特典、並びに募集等の取扱い等を行っている場合は、その旨及び申込期間について、公表しなければならないこととする。(第12条第1項)
- ② 運営会員は、上記①以外の株主コミュニティ銘柄に関する情報を株主コミュニティの参加者以外の者に対して提供してはならないこととする。ただし、株主コミュニティへの参加の申出を行った者に対し情報を提供する場合は、この限りでないものとする。(第12条第2項)
- ③ 運営会員は、所定の時期までに、次の発行者に係る情報を取得しなければならないこととする。(第13条)

イ 発行者が有価証券届出書又は有価証券報告書等を提出している場合には、当該書類
ロ 上記イ以外の場合には、会社法に基づく計算書類及び事業報告(公開会社でない株式会社にあつては、公開会社が作成すべきものに準拠したものを含む。)、有価証券報告書における「事業等のリスク」及び「提出会社の株式事務の概要」に準拠したもの、募集等の取扱い等を行う場合にあつては、有価証券届出書における「証券情報」に準拠したもの

ハ その他運営会員が必要と認める情報

- ④ 運営会員は、上記③の情報を取得した場合は、参加者に対し当該情報を提供し、又は当該参加者が当該情報を閲覧することができる状態に置かなければならないこととする。(第 14 条)

(5) 投資勧誘

- ① 運営会員は、株主コミュニティ銘柄の店頭取引を行う参加者に対し、金商法の規定により交付する契約締結前交付書面に、少なくとも、株主コミュニティ銘柄に特有のリスク、その他の本協会が規則で定める事項を含めて記載の上、金商法に定めるところにより交付し、これらについて十分に説明しなければならないこととする。(第 15 条第 1 項)
- ② 運営会員は、参加者に対して投資勧誘を行うに当たり、株主コミュニティ銘柄について提供される情報の内容について説明を求めることができる旨を伝えなければならないこととする。(第 15 条第 2 項)
- ③ 運営会員は、自社の株主コミュニティの参加者以外の者に対して、当該株主コミュニティ銘柄の投資勧誘を行ってはならないこととする。(第 16 条)

(6) 店頭取引

- ① 株主コミュニティ銘柄の店頭取引は、株主コミュニティの参加者間又は参加者と運営会員との間で行わなければならないこととする。(第 17 条)
- ② 運営会員は、株主コミュニティ銘柄の店頭取引を行うに当たっては、当該店頭取引が金商法その他関係法令及びこの規則の規定に反しないものであることを確認しなければならないこととする。(第 18 条)
- ③ 上記のほか、株主コミュニティ銘柄に係る自己売買、共同計算の取引の禁止及び不正な手段を用いた店頭取引の禁止等、店頭有価証券の不公正取引の防止に係る規律と同様の規律を設けることとする。(第 19 条から第 24 条まで)

(7) 業務管理体制の整備等

- ① 運営会員は、発行者についての審査、株主コミュニティへの投資者の参加・脱退に係る事項、発行者に関する情報の取得・提供、その他の本協会が規則で定める事項を社内規則において規定するとともに、社内規則に定めた事項を適切に遂行するための体制を整備しなければならないこととする。(第 25 条第 1 項)
- ② 運営会員は、社内規則の内容及び取扱要領を作成し、本協会に提出するとともに、取扱要領を公表しなければならないこととする。(第 25 条第 2 項及び第 3 項)
- ③ 運営会員となろうとする会員は、株主コミュニティ組成日の 15 営業日前までに、本協会に届け出るとともに、所定の書類を本協会に提出しなければならないこととする。(第 26 条第 1 項及び第 2 項)
- ④ 本協会は、提出された書類に不備がないと認める場合は、届出を行った会員を運営会員として指定し、これを公表することとする。ただし、当該会員が法令又は本協会の

規則に違反する等の事由により必要であると認める場合は、これを指定しないことができることとする。(第 26 条第 3 項及び第 4 項)

- ⑤ 運営会員としての指定の取消しを希望する運営会員は、当該指定取消希望日の 5 営業日前までに、本協会に届け出るとともに、所定の書類を本協会に提出しなければならないこととする。(第 27 条第 1 項)
- ⑥ 本協会は、法令又は本協会の規則に違反する等の事由により必要であると認める場合は、上記⑤の届出によらずに、運営会員としての指定を取り消す又は期間を定めて指定を停止することができることとする。(第 27 条第 2 項)
- ⑦ 本協会は、届出を受けた場合は当該届出を行った運営会員が希望する日に、上記⑥の場合は本協会が必要と認める日に、運営会員としての指定を取り消す又は指定を停止することとし、これを公表することとする。(第 27 条第 3 項及び第 4 項)
- ⑧ 運営会員は、その指定を取り消された場合には、直ちに自らが運営している全ての株主コミュニティを解散しなければならないこととする。(第 28 条)

(8) 本協会への報告等

- ① 運営会員は、株主コミュニティ銘柄の店頭取引及び募集等の取扱い等の状況について、毎週月曜日に、本協会に報告しなければならないこととし、本協会は、その内容を公表することとする。(第 29 条)
- ② 本協会は、運営会員に対し、取扱要領の内容、株主コミュニティ銘柄又は当該運営会員の運営状況に関して必要があると認める場合は、照会、事情聴取又は資料の徴求を行うことができることとし、運営会員は、当該照会、事情聴取又は資料の徴求に応じなければならないこととする。(第 30 条)

(9) 経過措置

- ① 会員は、グリーンシート銘柄又はフェニックス銘柄として指定されている店頭有価証券の株主コミュニティを組成してはならないこととする。(制定付則第 2 項)
- ② 平成 17 年 3 月のグリーンシート銘柄制度における旧リージョナル区分の廃止に際して設けた限定的な投資勧誘に係る経過措置の適用を受けている会員が、その適用を受けている旧リージョナル区分の銘柄について株主コミュニティを組成しようとする場合には、当該銘柄の発行者が反社会的勢力に該当せず、かつ、反社会的勢力と関係がないことを当該会員が確認しているときに限り、(2)⑦は適用しないこととする。(制定付則第 3 項)

3. 「店頭有価証券に関する規則」の一部改正

- ① 店頭有価証券の投資勧誘禁止の例外として、「株主コミュニティに関する規則」及び「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の規定によるものを加えることとする。(第 3 条)
- ② 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券について、店頭有価証券の範

囲から除くこととする。（第2条第1号）

- ③ 平成17年3月のグリーンシート銘柄制度における旧リージョナル区分の廃止に際して設けた限定的な投資勧誘に係る経過措置を廃止することとする。（改正前の制定付則第3項及び第4項）
- ④ その他所要の改正を行う。

4. 「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」の一部改正

- ① グリーンシート銘柄の新規指定に係る届出の受付及び当該新規指定を行わないこととし、関係規定の改正を行うこととする。（第6条及び第7条並びに第9条から第11条まで）
- ② 平成30年3月31日をもってグリーンシート銘柄の制度が廃止となること及びその影響について、取扱会員は、発行会社及び投資者その他の関係者に対する十分な周知を行う等、混乱を生じさせないための実効的な対応を行わなければならないこととする。（改正付則第2項）
- ③ グリーンシート銘柄に係る会社内容説明書等の公衆の縦覧は、平成30年3月31日をもって、終了することとする。（改正付則第3項）
- ④ 上記①の関係規定の改正に伴う技術的な改正を行う。

5. 協会員区分における「特定業務会員」の設置、株式投資型クラウドファンディング業務及び株主コミュニティ制度の創設等に伴う関係諸規則の改正

- ① 株式投資型クラウドファンディング業務及び株主コミュニティ制度に取引開始基準を設けることとする。（「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正）
- ② 地場受け・地場出し規制について、株式投資型クラウドファンディング業務及び電子取引基盤運営業務に係るものを規制の対象外とすることとする。（「協会員の従業員に関する規則」の一部改正）
- ③ 会員のみに適用のある規定について、適用範囲を新たに特定業務会員に拡大することとする。（「会員における顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」、「会員の緊急時事業継続体制の整備等に関する規則」及び「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」の一部改正）
- ④ 現行の「店頭デリバティブ取引会員」に適用のある規定について、「特定業務会員」に適用させるための技術的改正を行うこととする。（「協会員の内部管理責任者等に関する規則」、「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」、「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」、「外務員等資格試験に関する規則」、「協会員の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」、「個人情報保護に関する指針」、「協会員における個人情報の適正な取扱いの確保に関する規則」、「個人情報の取扱いに関する苦情処理業務規則」、「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」、「協会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則」、「協会員間の紛争の調停に関する規則」、「監査規則」等の一部改正）

6. その他

- ① 平成 26 年金融商品取引法の改正に伴う所要の規定の整備を行う。
- ② その他、用語の明確化等の所要の規定の整備を行う。
(「金融商品仲介業者に関する規則」、「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」等の一部改正)

Ⅲ. 施行の時期

この改正等は、平成 27 年 5 月 29 日（※）から施行する。ただし、Ⅱ. 3. ③の改正については、同日から 3 か月を経過した日から施行し、平成 24 年金融商品取引法改正に伴う電子取引基盤運営業務の創設に係る改正については、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

※ 「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 44 号）附則第 1 条本文に規定する日と同日とする。

○ 本件に関するお問い合わせ先

- ・ Ⅱ. 1. ～ 4. 関係：エクイティ市場部（市場監理担当）（Tel：03-3667-8481）
- ・ Ⅱ. 5. 関係：自主規制企画部（Tel：03-3667-8470）
資格管理部（Tel：03-3667-8461）
規律審査部（Tel：03-3667-8475）
監査 1 部（Tel：03-3667-8007）
- ・ Ⅱ. 6. 関係：エクイティ市場部（企画担当）（Tel：03-3667-8647）
自主規制企画部（Tel：03-3667-8470）

以 上